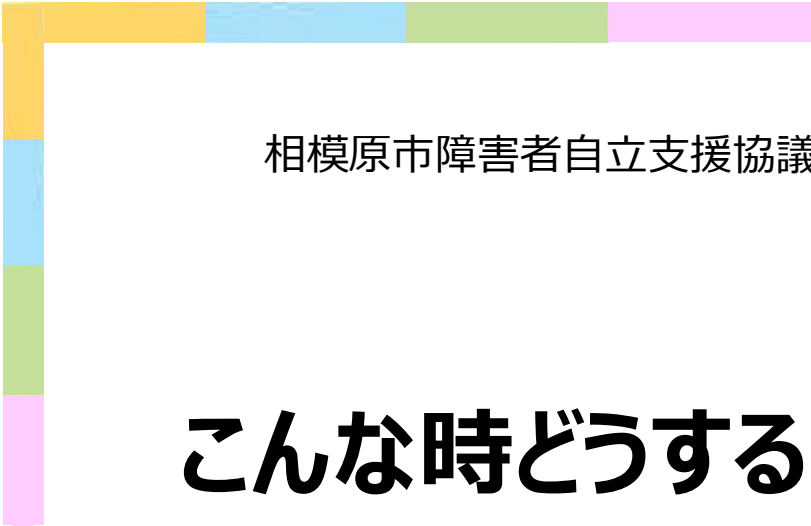




相模原市障害者自立支援協議会中央区課題検討会

こんな時どうする？相談支援

～介護保険サービスへの移行と並走支援のポイント～

令和 7 年 3 月

<目次>

1	部会長挨拶 登場人物紹介・・・・・・・・・・・・・・・・	1P
2	事例①「障害福祉サービスから介護保険サービスに移行していくケース」・・	2P
3	事例②「介護保険 2 号被保険者で 障害福祉サービスと介護保険サービスを併用するケース」・・・・・・	8P
4	編集委員紹介・・・・・・・・・・・・・・・・	17P

介護保険 2 号被保険者とは

40 歳以上 65 歳未満の健保組合、全国健康保険協会、市町村国保などの医療保険加入者
要介護（要支援）状態が、老化に起因する疾病（※特定疾病）による場合に限定。

特定疾病（医師が診断したもの）

①がん（医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと医師が判断したものに限る）②関節リウマチ③筋萎縮性側索硬化症④後縦靱帯骨化症⑤骨折を伴う骨粗鬆症⑥脊柱管狭窄症⑦脳血管疾患⑧初老期における認知症⑨進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症およびパーキンソン病⑩脊髄小脳変性症⑪脊柱管狭窄症⑫早老症⑬多系統萎縮症・糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症⑭閉塞性動脈硬化症⑮慢性閉塞性肺疾患⑯両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

（参考：「すこやか介護保険」相模原市発行 ）

1 守屋部会長よりごあいさつ

相模原市障害者自立支援協議会の区課題検討会では、各区で実施された GSV（グループスーパービジョン）をもとに、地域におけるさまざまな課題について議論を重ねてきました。中央区の課題検討会では、これまで「サービスにつながらない方の相談」や「相談支援専門員同士の連携」といったテーマに取り組んできました。そして今回、新たなテーマとして「障害と高齢の連携」に焦点を当て、その中でも特に「介護保険との連携」について考えるため、本事例集を作成しました。

本事例集では、相談支援専門員が介護保険へ移行する際の支援や、障害福祉と介護保険を併用する場面において、どのような対応や視点が求められるかを、架空の事例を通して紹介しています。本書が、障害福祉と介護保険にまたがる支援の現場において、実務のヒントや連携のきっかけとなることを願っています。

ぜひ、お手に取ってご活用いただければ幸いです。

2 登場人物紹介



犬岡

初めまして。私は相談支援事業所チワワの**犬岡**と申します。相談支援専門員になって**3 年目**です。私の勤めるチワワは、私と先輩の 2 名体制ですが、2 人とも他事業との兼務で相談支援を行っているため忙しい毎日を送っています。

今回、**障害福祉サービスから介護保険に移行する方と、障害福祉サービスを利用する介護保険サービスを併用している方**のケースを引き継いだのですが、私は介護保険との連携ケースは初めてで、いろいろと知らなかったことや勉強になったことがあったのでいくつかのエピソードをご紹介します。

こんにちは！私は相談支援事業所チワワで相談支援専門員 **10 年目の猫田**です。相談支援専門員は、**相談者に寄り添い、共に考え、今後の人生を応援できるとても素晴らしい仕事**です。しかし同時に、**専門的な知識やスキルを必要とする**ケースも多く、日々の研鑽が必要な仕事でもあります。エピソードを通じて、相談支援にあたる時の心構えや課題解決のヒントにいただければ幸いです。



猫田先輩

2 事例①「障害福祉サービスから介護保険サービスに移行していくケース」

【事例のポイント】

- ☆ **障害者支援から介護保険への事前準備**をどのようにしたら良いのか
- ☆ 65 歳時の要介護認定申請時の必要な手続きを行うにあたっての相談員の動き
- ☆ 要介護認定は 65 歳の 90 日前からできるが、どのタイミングで高齢の支援者につないだら良いか
- ☆ 障害福祉サービスから介護保険サービスへの引継ぎの際に押さえておきたいポイント

事例概要

A 子さん 60 代女性 療育手帳 B2 知的障害

学校卒業後、地域の福祉作業所へ通うが、環境に馴染めず、1 年で退所した。

その後、本人に合う就労継続支援 B 型事業所（以下、B 型事業所）を見つけ、20 年以上通所している。

休日は、母と一緒に手芸教室へ通うことを楽しみに両親が A 子さんの生活を支えてきた。

父母の逝去をきっかけに単身生活となり、ヘルパーによる家事援助の利用を開始し、本人ができる部分を増やす関わりをヘルパーに依頼した。相談支援専門員は本人の希望をもとに支援してきたが、介護保険に切り替わる年齢にさしかかっている。

エピソード 1 ～介護保険へ切り替え前の準備段階～

A 子さんのモニタリング訪問の時に、2 年後に 65 歳を迎える A 子さんと今後のことについて話しました。

私は A 子さんに「障害のサービスを利用して介護保険サービスへ移行又は併用する方は 65 歳になる前に介護保険の要介護認定調査を受けてもらう必要があります。要介護認定で要支援以上がつくと、家事援助は介護保険での利用になりますが、A 子さんが通所している B 型事業所などは障害のみのサービスのため、A 子さんの希望があることと必要性があると認められれば、継続して利用することができます。」と説明しました。A 子さんは 2 年後に介護保険に切り替わることを理解し、65 歳以降も今の B 型事業所にいることを希望しました。また今後の 2 年間で、65 歳になったら切り替わる可能性のあるサービスについて今のうちから一緒に考えていくことにしました。



猫田先輩

わたしのケースでは、65 歳直前に介護保険切り替えの通知が届いて、それから本人に説明をしたけど、本人が納得できず怒ってしまって事業所に行かなくなってしまったことがあったよ。
介護保険切り替えについて、65 歳直前じゃなくて、早い段階で伝えられたのはよかったね。

**早すぎると逆に不安になる人もいるので、
伝えるタイミングは個別に見極めるのが大切なんですかね？**



犬岡



猫田先輩

65 歳までの 2 年間の過ごし方について、**A 子さんが自分で決められたのも、良い支援だったね。**

**他に、介護保険に切り替わるにあたって、気を付けることは
ありますか？**



犬岡



猫田先輩

介護保険要介護認定の結果により要支援以上がついて、要介護保険サービス利用になれば障害サービスとは違い、サービスを利用した際にサービス提供事業者に対して 1 割 2 割 3 割の自己負担になるんだよ。（所得による）保険証とは別に負担割合証が届くよ。ヘルパー利用に関しては、要支援要介護認定がつかなかった場合は、障害のサービスが継続して利用できるよ。

介護保険サービスは、要支援・要介護度によって時間数ではなくサービス内容を決められた範囲内で調整するから、今利用中のサービスと同じ時間数を使えないこともあるよ。
だから、今 A 子さんは自立のためにヘルパーさんを利用しているので、65 歳の介護保険切り替えを見通して、できることを増やす支援を目指すのも一つだよ。
下に障害福祉固有のサービスを表にまとめたから見ておいてね。
表には書いてないけど、私のケースでは院内介助を伴う通院等介助が認められたこともあるよ。

【障害福祉固有サービス（介護保険優先が適用されない）】

同行援護

行動援護

自立訓練（生活訓練）

就労移行支援 ※原則として、利用開始時に 65 歳未満であること

就労継続支援 A 型・B 型 ※原則として、利用開始時に 65 歳未満であること

移動介護（ガイドヘルパー）

エピソード2 ～介護保険サービスの要介護認定申請とケアマネジャーとの連携～

65 歳になるとヘルパーは介護保険サービスが優先になるため、A 子さんが 65 歳の誕生日を迎える半年前に、地域包括支援センターに連絡を入れ、A 子さんと私で地域包括支援センターへ行き、介護保険サービス申請の流れの確認を行いました。

地域包括支援センターから申請までの流れについて説明を受け、65 歳の誕生日の 90 日前に介護保険サービスの申請手続きをして、その後私も同席のうえ要介護認定調査を受けました。その後、要介護 1 の認定結果の連絡を受けました。生活援助（障害サービスの「家事援助」と同等のもの）は介護保険サービス優先のため、地域包括支援センターから紹介されたケアマネジャーに引き継ぐこととなりました。引継ぎとして、A 子さんの同意のもとサービス等利用計画やこれまでの支援経過、障害特性における支援のポイントの情報提供を行ない、居宅介護支援事業所（ケアマネジャー）が作成する居宅サービス計画書の作成協力、サービス担当者会議への出席などを行いました。（1 回目の居宅介護支援事業所等連携加算を算定）

通所に関しては 65 歳になっても A 子さんの希望があることと必要性があることが認められれば、障害福祉サービスの **B 型事業所** もそのまま利用できることを伝えました。A 子さんは 65 歳以降も今の B 型事業所をそのまま利用することを希望し、高齢・障害者相談課（以下、相談課）のケースワーカーに支給決定の継続をしてもらいました。

地域包括支援センターは何をしてくれるところですか？



犬岡



猫田先輩

地域包括支援センターは、高齢者の色々な悩み事に相談に乗ってくれるところだよ。要介護認定の有無に関係なく相談に乗ってくれるよ。また、高齢者の権利擁護全般の相談窓口にもなっているよ。

要介護認定調査を受けて、要支援 1・2 が出た場合、原則として住所地の担当地域包括支援センターが担当し支援対象になるんだよ。（ケアプラン利用時は契約に基づいた支援になります）要介護 1～5 が出た場合は、契約に基づいてケアマネジャーがプランを作成するんだよ。

地域包括支援センターって色々な役割があるんですね。



犬岡



猫田先輩

たまに、要支援の人のプランを作成するところと思われることもあるけど、色々な役割があるんだよ。そこは押さえておいてね。

ケアマネジャーとの連携のポイントは何かありますか？



犬岡



猫田先輩

支援経過やサービス等利用計画だけではなく、本人とどのように関係性を築いてきたかや、その人の人となりについて教えてもらえるとありがたいってケアマネジャーから言われたことがあるよ。その他にも、障害特性への配慮はもちろんだけど、その人の楽しみについても引き継ぐようにしているよ。

今回、要介護調査に犬岡さんが同席したのは認定調査員が、本人にどれだけ手伝いが必要か適切な調査をするために必要なことだったと思うよ。

今回出てきた「居宅介護支援事業所等連携加算」だけど、要件に該当する場合に単位数を加算できるよ。詳しくは下の表にまとめたから見ておいてね。

※ケアマネジャーとの細かな連携のポイントについては事例②を参照

◆ 居宅介護支援事業所等連携加算の要件（「障害福祉サービス等報酬改定の概要」より）

介護保険の居宅介護支援事業等への引継ぎに一定期間を要するもの（中略）に対し、次の①～③のいずれかの業務を行った場合に加算

- ①当該月に 2 回以上、利用者の居宅等（障害児の場合は居宅に限る。）に訪問し利用者及びその家族と面接する場合（テレビ電話装置等を活用して面接した場合を含む。ただし月に 1 回は利用者の居宅等を訪問し、面接することを要する。）
- ②他機関の主催する利用者の支援内容の検討に関する会議に参加した場合
- ③他機関との連携に当たり、利用者の心身の状況等に関する情報提供を文書により実施した場合（この目的のために作成した文書に限る。）

※算定回数について、障害福祉サービス利用中は 2 回、終了後（6 か月以内）は月 1 回を限度とする。

エピソード3 ～障害福祉サービスから介護保険サービスへのバトンタッチ～

65歳以降もA子さんはB型事業所に通所していましたが、70歳になった頃、加齢に伴い体力とADLの低下が見られはじめ、B型事業所への通所や活動に負担を感じたり、一人での入浴が難しくなったりしたことを悩んでいました。その状況を受けて、私とケアマネジャーと一緒にA子さんのお宅へ訪問し、お話を伺ったところA子さんは「安心してお風呂に入りたい」「作業はもうできないけど居場所が欲しい」という希望がありました。その希望を受け、活動場所や交流の場などの目的を確認しケアマネジャーより介護保険のデイサービスの提案をし、A子さんはその利用を希望しました。

ADL低下に伴い要介護区分変更申請を行い再度認定調査を受けた結果、要介護1から要介護3に変更となりました。ケアマネジャーはA子さんと一緒にデイサービスの見学を行い、Aさんが通所するデイサービスが決まりました。

サービス上は障害福祉サービスから介護保険サービスに切り替わることになったため、担当ケアマネジャーに切り替わり、ケアマネジャーによるサービス担当者会議に私も参加し、これまでの支援経過を引き継ぐことになりました。担当者会議では、A子さんの趣味・生きがいが手芸であることを伝え、デイサービスでも手芸のプログラムを取り入れてもらえるようお願いしました。（2回目の居宅介護支援事業所等連携加算を算定）

A子さんのケースはケアマネジャーへ引継ぎ、障害福祉サービスの利用は終了しましたが、今後も何か分からないことがあれば、A子さんの同意のもとケアマネジャーと連携することになりました。

要介護認定調査って区分変更のために何回でもできるんですか？



犬岡



猫田先輩

認定期間内に、ADLの低下や認知症の症状に変化が見られた場合に受けられるよ。介護保険サービスは区分認定によって上限の単位数支給限度額が決まっているから、もし、区分変更をしていなかったら、デイサービスの利用ができなかったかもしれないね。

そもそも、障害福祉サービスと介護保険サービスはサービス支給の考え方が違うから気をつけてね。障害福祉サービスは**個別**のサービスごとに支給上限時間がきまっているけど、介護保険サービスは**全体**で単位数が決まっているから、区分支給限度額を超えた分は自費になることもあるよ。

今回のケースの場合は、デイサービスで全ての単位数を使い切ってしまうと、ヘルパー利用分は全額自己負担になる可能性があるよ。

この単位数の管理をケアマネジャーがしてくれているんだよ。

障害福祉サービスの考え方と違う部分も多いんですね。



犬岡

障害福祉サービスが終結となって、介護保険サービスへ引き継ぐときのポイントは何かありますか。



猫田先輩

今回のケースは 65 歳時にケアマネとの伴走支援になって、70 歳で介護保険に完全に引き継いだ形だったので、改めてポイントを整理すると、下の表のような形になるんじゃないかな。

担当者会議に出席することはもちろんだけど、引継ぎの時に同席したり、ケース終了後も必要時連携できる関係性を続けたりすることが大事だと思うよ。

◆ 障害福祉サービスから介護保険サービスへ引き継ぐ際のポイント

- ①介護保険への切り替えについて、ご本人の特性を考慮したタイミングで事前に説明を行い、65 歳になったら切り替わる可能性のあるサービスについて一緒に考えていく期間を設ける。
- ②介護保険申請時は、地域包括支援センターや要介護認定調査などへの同行を通じて、本人の支援経過や人となりについて共有する。
- ③要介護認定の結果が出た場合は、**居宅介護支援事業所（ケアマネジャー）を選び**、ご本人の同意を得た上でサービス等利用計画などの情報提供を通じてケアプラン作成に協力する事や、ケアマネジャーの行う担当者会議へ参加し障害特性における支援のポイントや本人との関係性の構築方法、趣味や生きがいを含めてご本人が希望する生活について引継ぎをする。**（要支援の認定の場合は原則住所地の担当地域包括支援センター）**
- ④計画相談支援から介護保険に引き継いだ後も、必要時に連携できる関係性をケアマネジャーと続けていく。

2 事例②「介護保険 2 号被保険者で

障害福祉サービスと介護保険サービスを併用するケース」

【事例のポイント】

- ☆相談支援専門員とケアマネジャーのそれぞれの視点の違いと必要な連携のポイントについて
- ☆介護保険サービスの優先利用の原則と、介護保険サービスに相当する障害福祉サービスを希望する場合のサービス申請についての考え方の理解
- ☆障害福祉サービスと介護保険サービスを併用している方の支援で、相談支援専門員はどういった課題を想定すべきか
- ☆ケアマネジャーや介護保険サービス提供事業所との連携で相談支援専門員が工夫すべき点

事例概要

C 美さん 50 代女性 精神保健福祉手帳 2 級・身体障害者手帳 4 級（片麻痺） 統合失調症・脳梗塞
C 美さんは、福祉サービスを利用しながら一人暮らしをしていて、これからも自宅（両親が残した持ち家）での生活を希望していた。

約 10 年前に両親が逝去。その時に「一人暮らしに不安がある。」と相談支援事業所チワワに相談があり計画相談の支援が開始した。その時は猫田先輩が担当で、もともと通所していた B 型に加え単身生活を支えるために家事援助や訪問看護の調整をした。

2 年ほど前に脳梗塞（国は介護保険の要介護状態になる可能性が高い、加齢と関係がある 16 の疾病が指定）を患い介護保険の要介護認定を申請し、要介護の第 2 号被保険者となった。そこからケアマネジャーが付き、障害福祉サービスの家事援助は介護保険の訪問介護に移行し、介護保険サービスにない B 型はそのまま利用を継続することになった。

以降、相談支援専門員とケアマネジャーが関わり障害福祉サービスと介護保険サービスを併用しながら単身生活を続けている。



猫田先輩

第 2 号被保険者のケースでの障害福祉サービスと介護保険サービスの関係について少し整理してみようか。

まず、第 2 号被保険者とはなんですか？なぜ C 美さんは 50 代で介護保険のサービスを使っているのですか？



犬岡



猫田先輩

知らないことをちゃんと知らないと言えるのも相談員の大切なスキルだね。

介護保険の第 2 号被保険者とは、**40 歳以上 65 歳未満の医療保険加入者**のこと。介護保険サービスの要介護認定は基本 65 歳からだけど『**要介護状態等の原因である身体上及び精神上的の障害が、特定疾病によるもの**』であれば 2 号被保険者（40 歳～64 歳）でも要介護認定を受けられるよ。

その場合も障害福祉サービスより介護保険サービスの利用が優先になるのですか？



犬岡



猫田先輩

そうだね。第 2 号被保険者も原則介護保険サービス優先だよ。ただし生活保護受給者の場合は『みなし 2 号』といって、介護保険サービスより障害福祉サービスの利用が優先になるから注意が必要だよ。（生活保護で 2 号の方の窓口は生活支援課になります）

障害福祉サービスから介護保険のサービスに完全に切り替わる場合、計画相談の支援は終了してケアマネジャーに引き継ぎますが、C 美さんのように障害福祉サービスと介護保険サービスを併用する場合はケアマネジャーと計画相談の相談支援専門員の両方が支援にあたるのですか？



犬岡



猫田先輩

それはケースバイケースかな。障害福祉サービスと介護保険のサービスを併用しているからと言って必ずしも計画相談が必要なわけではないからね。

計画相談がなくても障害福祉サービスの併用ができるのですか？



犬岡



猫田先輩

そうだよ。ケアマネジャーが作る『居宅サービス計画書』に障害福祉サービスの計画を一本化してケアマネジャーが一体的にマネジメントすることも可能だよ。これは第 2 号被保険者だけでなく 65 歳以上の場合でも同じ。

C 美さんの時も、障害福祉サービス（B 型事業所）を居宅サービス計画書に一本化してケアマネジャーに完全に引き継ぐ話も出たんだ。ただ、本人が長年相談していた相談支援専門員の継続を希望したことや、ケアマネジャーが B 型事業所のサービスのことや精神障害の特性について分からないことがあったことから、計画相談も継続することになったんだよ。

そんな経緯があったのですね。



犬岡



猫田先輩

障害と介護保険のサービスを併用するときは、計画相談を続けるかどうか、利用者さんの意向はもちろんのこと、ケースを引き継ぐケアマネジャーや支給決定機関である相談課ともよく相談して決めると良いね。

エピソード1 ～相談支援専門員とケアマネジャーの視点の違い～

ある日、パグ居宅介護支援事業所のケアマネジャーより、C 美さんの生活援助の支援内容について「先日の面談で C 美さんから『片付けがしたい』という希望があり、ヘルパーの訪問を 1 日増やして掃除の支援をしていくのはどうか。」と相談がありました。現在の C 美さんのヘルパーの利用状況は、調理の支援が中心で掃除の支援は受けていません。C 美さんの家の中は物がかなり多くなってきており、活動できるスペースや同線が狭くなってきていました。ケアマネジャーは、転倒のリスクなどの安全面や、衛生面にも心配があり、サービスを早く入れたほうが良いのではと考えているとのことでした。私も同様の心配がありましたが、私からも C 美さんの意向を確認することとしました。

後日、C 美さんから「片付けをしたいと言ったがすぐにしたいということではない。」「ヘルパーにいろいろ物を見られるのは嫌だし勝手に物を捨てたりしないか心配。」「これ以上ヘルパーの予定が増えると大変。」「少しずつ自分でやりたい。」といったお話が聞かれました。ケアマネジャーにはそういった話まではしていないとのことでした。

私は、C 美さんの部屋の状況や、ケアマネジャーの心配している点を考え、C 美さんになんとかヘルパーを利用してもらうよう促そうとも思いましたが、その場では C 美さんの意向を聞くだけにとどめ、一人では判断せず先輩の意見も聞いてみることにしました。

先輩に相談すると、利用するかどうかは私たちが決めることではないこと、一度皆で話し合っ C 美さんの考えや支援者の考えを共有し皆で決めたらどうか、というアドバイスをもらいました。私は一度、C 美さん、ケアマネジャー、私の 3 人で話し合うことにしました。



猫田先輩

C 美さん、ケアマネジャー、犬岡さんで話し合っ結局どうなったんだっけ？

結局、C 美さんの「**自分でやりたい**」という気持ちや **C 美さんのペースを尊重**して、ヘルパーの追加利用はせず、ご自身で片付けが出来るように支援していくことになりました。



犬岡



猫田先輩

C 美さんは、**きっかけや助言があれば自分で片付けができる力がある**からね。それが分かったのもよかったね。

最初にケアマネジャーから相談があった時に**支援者だけでヘルパーの導入を決めずちゃんと C 美さんの話を聴きに行けたのも良かった**。どうしてそうしようと思ったの？

C 美さんの場合、精神障害の特性上、自分の意図や本心を表す言葉を正しく選んで使うことが苦手だったり、言葉が聞き取りにくく相手に伝わらないとそれ以上話さなかったりすることがあって、やり取りに齟齬が生じることが多いので、もう一度**ゆっくり話を聴き本人の意向を確認する必要がある**と思いました。その上で、**相談支援専門員としての見立てをケアマネジャーにも共有したい**と思ったからです。



犬岡



猫田先輩

本人の希望を反映することや意思決定支援という相談支援の重要なプロセスを意識したんだね。ケアマネジャーも本人の意向を丁寧に確認して支援をしているよ。

はい。どちらが良いということではなく**どちらも大切な視点**だと勉強になりました。障害と介護で**制度の運用の違う**ところもあるけど、自立支援の考え方は同じなんです



犬岡



猫田先輩

C 美さんにとっては**どちらの視点からも支援が受けられるのは強み**かもしれないね。

今回 3 人で話し合ったことで、C 美さんのヘルパーを使うことでの負担や不安、少しずつ自分でやりたいという気持ちがあることなどをケアマネジャーにも知ってもらうことができましたし、今の部屋の状況だと C 美さんに転倒のリスクがあるということを C 美さんにも知ってもらうことができました。ケアマネジャーの助言を聞いたことで C 美さんはその後少しずつ部屋の片づけに取り組むようになりました。



犬岡

どうしたら良いか悩んだ時に一人で判断せず先輩に相談できたことも良かったです。



猫田先輩

困ったら先輩や同僚だけでなく、**基幹相談支援センター（松が丘園）や各区の障害者相談支援キーテーション、介護保険に関することは担当地区の地域包括支援センターにも相談してみるといいね。**支援者支援の役割を担っていて、相談支援専門員のちょっとした疑問からケースの相談について一緒に考えてくれるはずだよ。

エピソード2 ～「介護保険サービス優先」の捉え方～

C 美さんから「生活介護ってお風呂入れるんですか？作業所の友達が『昔お風呂に入りに行ってた』って話してて作業所の近くに『生活介護ラブ』って書いてあるところがあったからそこがいいんだけど私も行けますか？」といったお話がありました。理由を訊くと「最近自宅での入浴がしんどい。」「時間もかかるようになってきた。」「ヘルパーさんも大変そうだ。」との事でした。確かに、ここ数ヶ月で **C 美さんの A D L は低下**してきていて、C 美さんのケアマネジャーからの報告でも最近**ヘルパーが介助する部分が多くなり自宅での入浴に時間がかかる**ようになっていると聞いていました。

C 美さんが見たと言っている生活介護ラブは軽作業などもしていたため、そのことを C 美さんに伝えると「それならその生活介護に行きたいです。」と希望したため、一度ケアマネジャーとも相談をさせてもらうことにしました。

翌日、ケアマネジャーに上記内容を相談したところ、**自宅での入浴は安全面や C 美さんの負担を考えると難しくな**ってきているため、自宅ではシャワー浴だけにして**通所先で入浴サービスが受けられると良い**という考えが聞かれました。また、ケアマネジャーから「**原則介護保険優先になるが生活介護の利用はできるのか。入浴なら介護保険のデイサービスでも良いのではないか。**」という提案がありました。C 美さんが生活介護を希望していたこともあり、私は一度相談課へ生活介護の利用について確認をすることにしました。相談課からは、「**介護保険サービスが優先になるため障害福祉サービスである生活介護の支給決定は原則できない、入浴であればデイサービスを利用してはどうか**」、という回答がありました。**現在利用できている B 型事業所については介護保険サービスに同様のサービスがないため支給決定がされている**ということでした。

私は、ケアマネジャーに協力してもらい、C 美さんに 2 号被保険者は基本的に生活介護の利用ができない事を伝えた上で、ケアマネジャーからデイサービスについての説明をしてもらうことにしました。

しかし、その後たまたま出席したグループスーパービジョン（※1）の事例から、**介護保険のサービスを使いながら生活介護も利用しているというケースがある**ことを知りました。

そのような例があることを知り、私は再び相談課へ相談しました。今度は担当に**そういった利用例があることも伝える**上で生活介護の利用ができないかを相談しました。

担当からは「**介護保険と同じサービスを利用する場合、原則は介護保険が優先となる。ただ例外として、障害福祉サービスを支給決定する場合、個々の状況によって変わってくるため、具体的な理由を明確にしたうえで、再度地区担当に相談をするように。**」といった説明がありました。

このことを踏まえて、私はケアマネジャーと一緒にもう一度 C 美さんの意向を確認しに行きました。改めて C 美さんに生活介護を希望した理由を聞くと「メンバーに生活介護のことを聞いて近くにあったから。お風呂には入れればどこでも良い。」というものでした。また、「最近作業所の作業についていけなくなってきた。」「毎日作業するのは疲れてきたから週何回かは作業がないところへ行くのも良い。」という意向も聞かれました。ケアマネジャーからデイサービスについての説明を聞いた C 美さんは、「父と母が好きだったし、親くらいの年齢の人達と話せるのは楽しいかも。」「デイサービスの見学へ行ってみたい。」と前向きに話していました。

※ 1・・・対人援助職における資質向上の取り組みの一つとして行われるスーパービジョンの一形態である。

相模原市においては各区のキーステーションで月 1 回ストレングスマデルに基づくグループスーパービジョンを実施している。



猫田先輩

それから C 美さんはデイサービスの利用を始めたんだよね。



犬岡

私はてっきり C 美さんは軽作業をしたいから生活介護ラブの利用をしたいと言っているのだと思っていました。



猫田先輩

C 美さん、言葉では『生活介護』と言っていたけど、実際のニーズは違ったんだね。ただ、もし C 美さんが入浴も作業もできる所を希望していて、それが C 美さんの生活に必要という根拠を示すことができ、認められれば生活介護の支給決定がされていたのかもしれないね。



犬岡

介護保険優先だから絶対に障害福祉サービスが利用できないということではないんですね。



猫田先輩

そうね。介護保険サービスに相当するものがない障害福祉サービスなら利用できるのは知っているよね。それだけでなく、介護保険サービスに同じような障害福祉サービスがある場合でも、例えば生活介護や家事援助といったサービスでも、支給決定をされるケースもあるんだよ。

ただし**利用したいからと言うだけでやみくもに支給決定されるものではない**のよ。相談課に障害福祉サービスの支給決定について相談するときは、利用者が**必要としている支援が介護保険サービスでは受けられないなど、その必要性について根拠を持って具体的に説明する必要があるよ。**



犬岡

そのためにも、利用者さん本人から**そのサービスを希望する具体的な理由をしっかりと確認することが大切**ですね。



猫田先輩

ちなみに介護保険サービス優先の捉え方については、厚労省の『障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係について』の 1- (2) -②でこう通知しているよ。

『（略）障害者が障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを希望する場合でも、その心身の状況やサービス利用を必要とする理由は多様であり、介護保険サービスを一律に優先させ、これにより必要な支援を受けることができるか否かを一概に判断することは困難であることから、障害福祉サービスの種類や利用者の状況に応じて当該サービスに相当する介護保険サービスを特定し、一律に当該介護保険サービスを優先的に利用するものとはしないこととする。したがって市町村において、申請に係る障害サービスの利用に関する具体的な内容（利用意向）を聴き取りにより把握した上で、申請者が必要としている支援内容を介護保険サービスにより受けることが可能か否かを適切に判断すること（略）』

エピソード3 ～多数の支援者が関わる際の連絡体制と役割分担～

ある日、C 美さんから相談支援事業所チワワの私のもとに「来週水曜日はデイサービスを休みたいからこの日に臨時でヘルパーさんを入れてほしい」という連絡がありました。

C 美さんのヘルパーは介護保険のサービスのため私からケアマネジャーにも連絡する必要がありましたが、まずは私から訪問介護のポメヘルパー事業所に連絡し、来週水曜日に臨時で支援に入れないかの相談をしました。しかし、ポメヘルパー事業所から「その日ヘルパーは空いているが、そういった調整はケアマネジャーから連絡して貰いたい。」と言われるという出来事がありました。

それからしばらくして、C 美さんから私のもとにデイサービスの利用の仕方についての相談がありました。私は以前の訪問介護の調整の件があったため「デイサービスは介護保険のサービスなのでケアマネジャーさんに相談してみてください。」と C 美さんに伝えました。

またある時には、C 美さんが B 型事業所での出来事をヘルパーに相談するということがありました。相談を受けたヘルパーがケアマネジャーに報告したのですが、ケアマネジャーとしても障害福祉サービスである B 型事業所の事情が分からず、その件でケアマネジャーから相談支援事業所チワワの私のもとに相談があるという出来事がありました。こういったやり取りを経た後に、私から C 美さんに連絡をしたのですが、その時には「分からなかったからその日は B 型事業所を休んだからもう大丈夫です。」と言われてしまいました。

その他にも、C 美さんの A D L の変化に応じた細かな身体介護の支援内容や支援時間の変更など、介護保険サービスに関する状況の変化を私の方で把握できていないということが起こってきました。

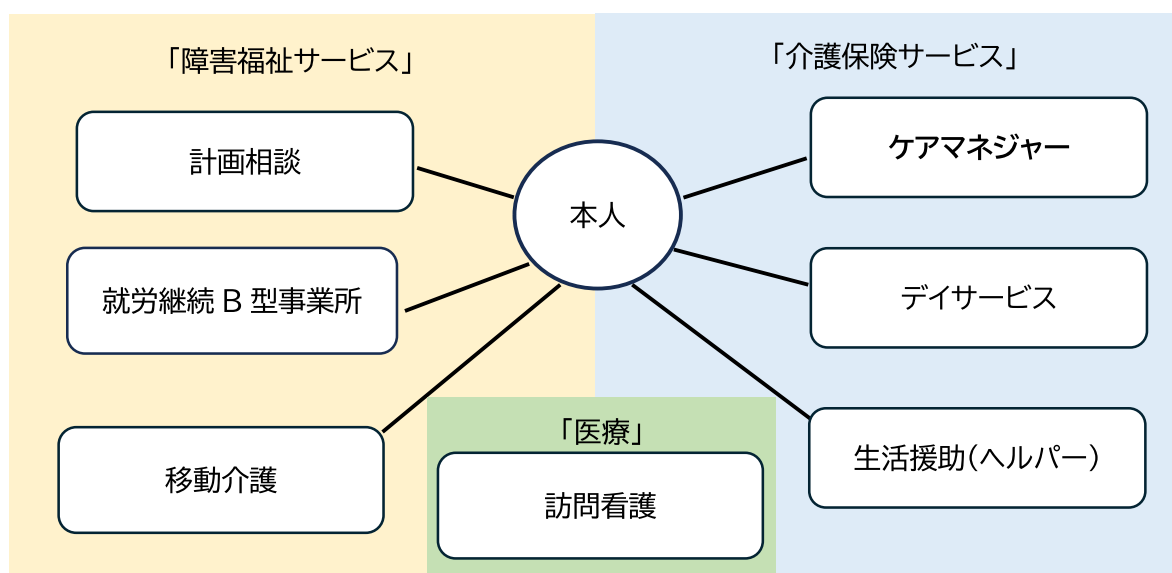
支援者間でも、誰が相談を受けて誰に連絡をすればよいのか曖昧になってしまっていました。

そこで、支援者で一度集まり役割分担や連絡方法について確認をすることとしました。



猫田先輩

いろいろと調整大変だったのね。障害福祉サービスと介護保険サービスを併用しているケースでは、関わる事業所や職種がとても多くなることがあるよね。
C 美さんのチームの現状を纏めるとこんな感じかしら





猫田先輩

障害福祉と介護保険のサービスだけでなく通院先や訪問看護など医療のサービスも加わりますもんね。とても大きなチームで動いていると実感したと同時に難しさも感じました。



犬岡

どんなところに難しさを感じたの？

障害福祉サービスと介護保険サービスのそれぞれに相談支援専門員とケアマネが付いていて、「窓口や連絡の指揮を誰が担うか」ということや、決定事項や変更事項を皆が「タイムリーに共有する」にはどうしたらよいかということが難しいと感じました。



犬岡



猫田先輩

そうね。今回のケースでも C 美さんから介護保険サービスの調整の依頼が犬岡さんにあたり、B 型事業所についての相談の報告がヘルパーからケアマネさんにあたりしたもんね。そういった時にどのような連絡体制にすべきかというところね。

はい。その他にも、一つの障害福祉サービスの予定を変更することで他の介護保険のサービスの予定変更も必要になることがあったりして。介護保険サービスにも影響が出るので私だけで決めて良いのか、私から介護保険のサービス事業所に依頼して良いものなのかなど分かりませんでした。



犬岡



猫田先輩

週間スケジュール表みたいなものがあるとみんなが分かりやすいよね。この曜日にはこの時間はどのサービスが可視化できるといいね。そうならないように、内容ごとに誰が窓口になるのか、誰が調整するか、誰が指揮するかなどの連絡体制を事前にチーム内でしっかりと決めておくことが大切だね。障害福祉サービスと介護保険サービスの分担だけでなく、訪問看護など医療分野の調整を誰が担うかについての確認も忘れずにね。

はい。今回支援者で話し合った結果、「障害福祉サービスと訪問看護の相談があった時は犬岡に連絡し犬岡から調整する」、「介護保険サービスや通院の相談があった時はケアマネに相談しケアマネから調整する」と皆で確認しました。

こういったことを事前に決めておけば今回のように C 美さんへの連絡が遅くなるといったことはなかったかもしれません。



犬岡



猫田先輩

利用者さんのことを考えるとあちこち連絡したり確認したりしている時間が惜しい気持ちにもなるよね。ちなみに、ケアマネは介護保険サービスの単位数の管理をしているためサービス量等の変更の場合把握が必要だったり、介護保険サービスの量の上限はサービス種類ごとではなく全サービスの総量で決められてたり、一口に調整といっても相談支援専門員とは少し違いがあるからね。



犬岡

そういったことを相談支援専門員が知っておくことも大切ですね。



猫田先輩

今回のように役割を決めることも大切だけど、「役割じゃないから」「専門外だから」といって障害福祉サービスと介護保険サービスを縦割りで考えてしまうのも良くないよね。連絡調整については分野ごとに役割を定めるのも一つだけど、利用者さんからの相談は他分野の内容であってもまずは受けた人がしっかりと聞くべきだね。



犬岡

はい。今回の話し合いでも、C美さんの相談内容が障害福祉か介護保険かに関わらず、まずは受けた人がしっかりと本人の話を聞くことで、「適切な調整役に連絡。それを本人に〇〇は××さんが調整する人だから、私から××さんに連絡入れるね、とすると親切だね」と皆で確認しました。その上でその先の報告先を相談内容ごとに誰にするのかを決めています。



猫田先輩

もう一つの課題の「タイムリーな共有」についてはどういうふうにすることにしたの？

支援者間でメールのグループを作り共有することにしました。その際、「状況の共有」「相談」「結果報告」といったように、連絡内容の趣旨を分かりやすく記載してやり取りをするようにしています。



犬岡



猫田先輩

その後やってみてどうだったかをチームで検証するといいかもね。それと、メールの場合個人情報の取扱いには十分気を付けてね。メールの送り先の中に個人の端末が含まれていないかなど注意してね。

<編集委員紹介>

◆事例①「障害福祉サービスから介護保険サービスに移行していくケース」

守屋 久 ……児童発達支援センター 青い鳥

水越 美里 ……パステルファーム ワーキングセンター

柳下 恭子 ……星が丘地域包括支援センター

田中 咲祐紀 ……相模原自閉症支援相談室

松野 由里 ……中央高齢・障害者相談課

◆事例②「介護保険 2 号被保険者で障害福祉サービスと

介護保険サービスを併用するケース」

赤石澤 勝 ……地域活動支援センターカミング

平林 英樹 ……すてっぷ

山田 千聡 ……相模原市社会福祉協議会

伊草 玲哉 ……中央障害者相談支援キーステーション

玉手 邦明 ……相模原市基幹相談支援センター

二瓶 智子 ……相談支援事業所「彩」

◆事務局 加藤 俊雄・高木 葉奈・和田 幸恵 ……相模原市社会福祉事業団

この事例集に関するお問い合わせ先

相模原市障害者自立支援協議会 事務局：042-758-2121

